

# 室蘭社協子育てレンジャー



## 活動の手引き



### 1、子育てレンジャーについて

- 子育てレンジャーとは
- 援助内容
- 利用料
- 活動の流れ
- 自家用車の使用について

### 2、気をつけてほしいこと

### 3、よくある質問

### 4、加入保険について

### 5、子育てレンジャー会員の声

(別冊) こどもを事故から守る事故防止ハンドブック

#### 【問い合わせ先】

室蘭市社会福祉協議会(五十嵐・上原)

住 所：室蘭市東町2-3-3 ハートセンタービル

電 話：080-5633-7353 FAX：47-0123

メール：vc1984@muroranshakyō.jp

# 【1、子育てレンジャーについて】

## 子育てレンジャーとは

子育てレンジャーは、子育ての援助に協力したい「協力会員」と、子育ての援助を受けたい「依頼会員」が会員になり、こどもの預かりや送迎が必要なときに、会員相互が有償で支え合う事業です。

※依頼・協力どちらも行う「両方会員」も活動中です

### ＜対象となる人＞

依頼会員	室蘭市内在住、または勤務先が室蘭市内の人で 0歳～小学生以下のこどもがいる人、または実質扶養している人
協力会員	心身ともに健康で、援助活動に理解と熱意がある満20歳以上の人

※両方会員は、「依頼」「協力」両方の要件を満たす人として扱います

## 援助内容

- 一時預かり … 保護者の体調不良、残業、冠婚葬祭、兄弟姉妹の学校行事など
- 送迎 … 習い事・保育施設など
- 保育支援 … 依頼会員とこどもの外出に同行するなどして、こどもの面倒を一緒に見る

★対応時間は7時～21時までです。

★依頼状況によってはご希望に添えない場合があります。

★おむつ、おやつ、ミルク、着替え、おもちゃなど必要な物は依頼会員が用意してください。

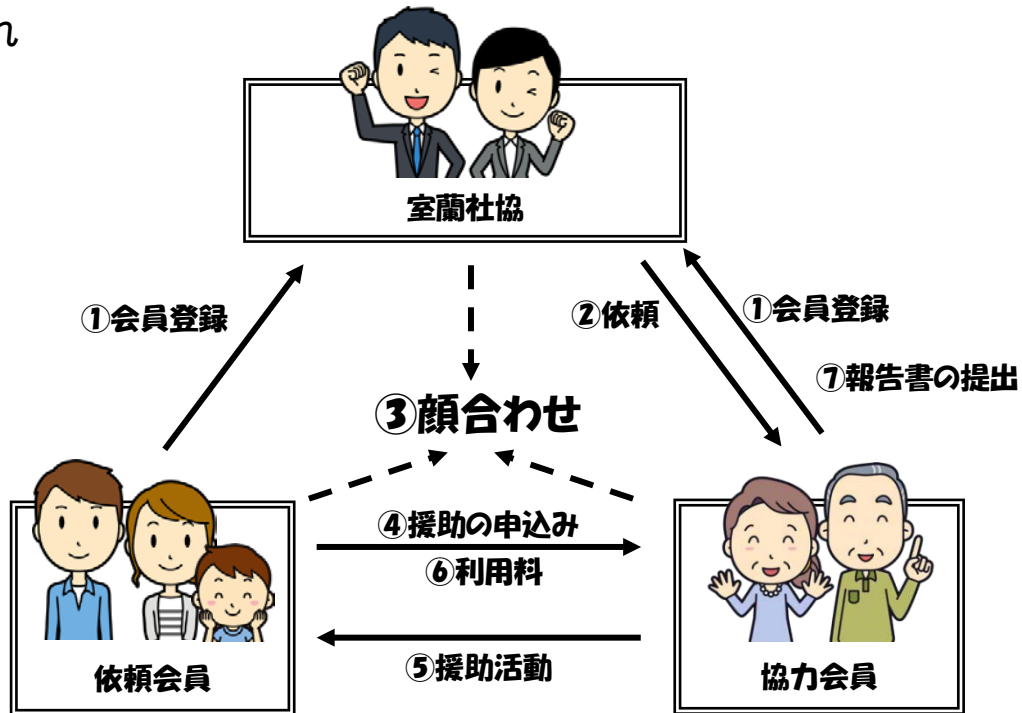
★家事援助、宿泊援助、食事の提供は行いません。

★発熱など、こどもの体調不良時の預かりは行いません。

## 利用料

基本料金	100円/10分	
交通費	公共交通機関（バス、タクシー等）	実費
	自家用車	300円/1日
キャンセル料	前日までに連絡した場合	無料
	当日・無断取り消し	予定していた 利用料

## 活動の流れ



- ① 室蘭社協で登録を受け付けます。
- ② 室蘭社協で依頼会員の相談を受け付け、協力会員に依頼します。
- ③ 後日、依頼会員・子ども・協力会員が室蘭社協に集まり、顔合わせを行います。
- ④ 顔合わせ後、依頼会員は、協力会員に直接援助活動の依頼をします。
- ⑤ 打ち合わせの日時に援助活動を行います。
- ⑥ 終了後、依頼会員は協力会員に直接利用料を支払います。
- ⑦ 協力会員は、「活動実績報告書（月報）」に活動の記録を記入し、翌月10日までに室蘭社協に提出します。

※顔合わせ後は、依頼会員と協力会員双方で日程を調整してください。

## 自家用車の使用について

送迎の活動で、協力会員の自家用車を用いる場合、万一事故が生じた際は協力会員自身の自動車保険で対応していただいています。

ご協力いただける場合、「運転同意書」の提出をお願いしています。

### **注意！**

同意書がないまま、自家用車に子どもを乗せることは絶対にしないでください。

また、協力会員の自家用車に乗せて良いのは、預かった子どものみです。

法律に抵触するため、依頼会員が同乗することはできません。

※依頼会員の車に、子どもをあやすためなどで協力会員が乗ることは可能です。

## 【2、気をつけてほしいこと】

安心して活動するために必要なことをまとめました。活動前にご確認ください。

### 協力会員編

#### ★活動前

- こども情報シートは持ちましたか？
- 会員証は持ちましたか？  
送迎の活動時などで必要になる場合があります
- 体調は万全ですか？少しでも体調が優れない場合は活動を控えましょう
- 部屋や車内などに危険な物はありませんか？  
別冊の事故防止ハンドブックも参考にしてください



#### ★活動中

- 感染症対策を行ないましょう  
必要に応じマスク着用や手洗い、換気、よく触れる場所の消毒・除菌を行いましょう
- 熱中症対策を行いましょう（夏季）  
のどが渇いていなくてもこまめに水分補給をしましょう
- こどもがケガをしたり、体調不良になった場合は依頼会員に連絡してください  
簡単な応急処置程度であれば協力会員が行って構いませんが、少しでも心配な場合は依頼会員にこどもを迎えに来てもらってください  
重篤な場合は速やかに、医療機関または 119 番に連絡し指示を仰いでください  
また、落ち着いてから室蘭社協にもご連絡をお願いします

#### ★活動後

- 活動実績報告書(月報)を、翌月10日までに室蘭社協へ提出してください

子育てで頼れる人がおらず、悩みや不安を抱える依頼会員もいますので、相手の気持ちに寄り添って活動することが大切です。

事前の顔合わせの時や  
日頃から話し合いが  
必要ですね。



### ★預ける前

・こどもの体調を確認しましたか？

発熱など、こどもの体調不良時の預かりは行いません

・おむつ、おやつ、ミルク、着替え、おもちゃなど準備しましたか？

自宅に来てもらう場合は、事前に打ち合わせをし、必要なものがわかるようにしましょう

こどもの食事、コップ、靴、タオルなども必要になる場合があります

※別冊の事故防止ハンドブックも参考にしてください

・お気に入りの遊びやテレビ番組は、協力会員に伝えましたか？

こどもは慣れない環境で不安になっているので、安心させるために効果的です

・トイレの場所、換気の方法などを伝えてください(自宅に来てもらう場合)



### ★預けている間

・協力会員からの連絡をいつでも受けられるようにしてください

### ★終了後

・利用料をスムーズに渡すために、お釣りのないよう用意してください

協力会員は、家事、仕事、子育て等の間にボランティアで協力してくれています。そのため依頼内容によっては、希望通り依頼を受けられない場合があります。

そのような時は、室蘭市には下記の制度もありますのでご検討ください。

●**保育所での一時預かり** 連絡先:室蘭市子育て支援課こども育成係 25-2400

保育所で一時的にこどもを預かります。(6か月以上～小学校入学前のこども ※日祝は1歳以上～)

●**こどもショートステイ** 連絡先:室蘭市子育て支援課児童福祉係 25-2494

室蘭市が委託する児童養護施設で一時的にこどもを預かります。(2歳以上のこども)

●**産前産後ママヘルパー** 連絡先:室蘭市子育て支援課児童福祉係 25-2494

産前産後の体調不良のため家事や育児が困難な家庭にヘルパーを派遣します。

●**室蘭市産後ケア事業** 連絡先:こども家庭センターこころん 45-2022

安心して育児ができるよう、助産師等による専門的な支援を行う事業です。(1歳未満のこどもと保護者)

●**ひとり親家庭等ヘルパー** 連絡先:室蘭市子育て支援課児童福祉係 25-2494

一時的に生活援助等のサービスが必要な母子・寡婦・父子家庭にヘルパーを派遣します。

●**こども家庭センターこころん** 連絡先:45-2022

親同士・こども同士の交流・遊びの場の開設、専門職による相談受け付け、情報提供などを行ないます。

### 【3、よくある質問】

こどもの食事を作り、食べさせてほしい。

アレルギーなどの観点から、協力会員が調理した物を食べさせることはできませんが、あらかじめ依頼会員がおやつ、ミルク、お弁当などを用意し、こどもと一緒に預けて食べさせることは可能です。

家事も依頼したい。

掃除・洗濯など家事援助は行いません。

※室蘭社協の有償ボランティア事業「みんなサポ」で、家事援助の依頼を受け付けています。

詳しくは室蘭社協へお問い合わせください。

送迎を依頼する場合、チャイルドシートはどうしたらいいの？

チャイルドシートは、依頼会員が用意し、協力会員に貸し出してください。

※室蘭社協で貸出できる場合があります



保育所などにこどもを迎えに行くとき、気をつけることは？

あらかじめ、依頼会員から「ボランティアが迎えに行く」と保育施設に連絡をしておいてください。

事前連絡をしなかった場合、保育施設の規則等によりこどもを引き渡せない場合があります。

※必要に応じ会員証を持参してください

その他、気を付けることは？

活動中に知り得た個人情報、絶対に外部に漏らさないでください。

活動をやめた後も同様です。（守秘義務）

また、政治・宗教活動は禁止です。

依頼内容を変更したい場合は、室蘭社協にご連絡をお願いします。

約束の日時などを変更したい場合は、必ず相手の協力会員や

依頼会員に事前に連絡してください。



## 【4、加入保険について】

安心して活動ができるよう、室蘭社協では下記のとおり補償保険に加入しています。室蘭社協で一括加入しているため、会員の皆さんが加入手続きや保険料を支払う必要はありません。

### (1) 地域子育て支援補償保険

協会員および依頼こどもが、子育てレンジャー活動中及び自宅と活動場所への往復途上において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に保険金をお支払いします。

加入保険	地域子育て支援補償保険	
	【協会員】 サービス協会員傷害保険 IIIタイプ	【依頼したこども】 依頼こども傷害保険 Dタイプ
死亡	500万円	300万円
	※1つの事故について既に支払われた後遺障害保険金がある場合は差し引いた額	
後遺障害 保険金	500万～20万円	300万円～12万円
入院保険金 (日額)	3,000円 ※180日間限度	3,000円 ※30日間限度
手術保険金 (1事故につき 1回)	3,000円	3,000円
	※上記の金額×10倍(入院中の手術)または×5倍(入院中以外の手術)	
通院保険金 (日額)	2,000円 ※90日間限度	2,000円 ※90日間限度
お見舞金 制度	ケガ・病気・物損	2,000円～60,000円 ※実際に支出された医療機関での 支払いに対し一定額を支給
	自動車保険 (任意保険)を使用	一律10,000円
	新型コロナウイルス 感染症に感染	・活動中に感染した 一律10,000円 ・活動中の感染が原因で死亡した 一律30,000円 ※協会員またはその家族並びに依頼こどもが 活動が原因で感染した場合

※感染症の補償については次ページの「感染症補償制度」も対象になります。

※活動中にケガを負わせたり、物を壊したり等で法律上の賠償責任を負った場合の賠償責任保険にも加入しています。

※保険は毎年更新され、内容が変更になる場合があります。

## (2) 感染症補償制度

協力会員が、子育てレンジャー活動中に細菌・ウイルス等の病原体に感染し感染症を発症したことにより、死亡または入通院した場合に対して保険金をお支払いします。補償対象(※1)には、新型コロナウイルス感染症も含まれます。

加入保険		約定履行費用保険
		【協力会員】
死亡		100万円
入通院	15日以上	5万円
	8日以上～14日以下	3万円
	4日以上～7日以下	2万円
	3日以下	1万円

- ※1 対象とする感染症は「五類感染症」を除きます。ただし、新型コロナウイルス感染症は五類感染症であり続ける限りにおいて対象とします。
- ※2 死亡・入通院ともに、感染症発症日からその日を含めて180日を経過した場合は補償対象となりません。

保険手続きのため、子育てレンジャー活動中に発生した事故・ケガ、または感染症の発症が疑われる場合は室蘭社協までご連絡ください。

電話：080-5633-7353

月～金曜日（祝日を除く）9時～17時まで



## 【5、子育てレンジャー会員の声】

### 依頼会員

★こどもの習い事の送迎を頼んでいます。放課後自宅に寄ってから向かうため、手間のかかるお願いですが、協力会員の方がやさしく接してくれていて、こどもが楽しく習い事に通えています。

★兄弟を検診に連れて行く際、私一人では手が足りず、協力会員に付き添いをお願いしました。おかげで、検診結果や成長の様子など、落ち着いて話を聞くことができ大変助かりました。協力会員はこどもの扱いに慣れており、安心してお任せすることができました。

★活動前の顔合わせの時は不安でしたが、協力会員の温かい人柄に触れ「安心してこどもを預けられる」と感じました。両親も遠方に住んでおり、夫も多忙で子育てに不安を感じていましたが、手伝ってくれる人がいることで心強く思っています。



### 協力会員

★仕事で多忙なこども夫婦に代わり、幼い孫の世話をしてきました。孫は成長し手を離れましたが、お手伝いを必要とする人はまだまだいると思い、協力会員に登録しました。いつの時代も、子育て中の親御さんは忙しいものです。少しでも手助けできれば嬉しいです。

★小さいこどもと関わることができて、元気をもらっています。ある時、久しぶりに依頼を受けて再会したこどもが、とても大きくなっていてびっくりしました。このようにこどもの成長を感じられるのも、子育てレンジャーのいい所だと思います。



### 両方会員

★私も子育て中で、両方会員として活動しています。こどもが小さいころは余裕がなくて子育てを手伝ってくれる人がいればいいのに…とっていました。当時を思い出し、困っている人の力になればと考えています。子育てレンジャーの活動が、もっと広がるといいですね。

## 協力会員募集中!

室蘭社協には、依頼会員からの相談が多く寄せられており、協力会員を募集しています。依頼と協力どちらも行なう「両方会員」も募集しています。

また、ご近所やお知り合いにお手伝いしてくれそうな人がいれば、ぜひご紹介をお願いします。



室蘭市社会福祉協議会 外観